介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について

地域包括ケア推進課では、介護保険制度の適正な運営を図るため、一連のケアマネジメントプロセスや適切な介護報酬請求等の観点から、あんしんケアセンターに対し、定期的に運営指導 (旧:実地指導)・ケアマネジメントの点検を行っています。

令和5年度は、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条、24条及び115条の27に基づき、 8事業所に対し運営指導を行いました。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の実施にあたり、以下に記載のとおり、特にご注意 いただきたい点についてお知らせいたします。

ケアマネジメントの実施にあたっては、以下の点に十分ご留意いただき、適切なケアマネジメントに実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

※令和6年度介護報酬改定において、「介護予防支援について、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センター(あんしんケアセンター)の一定の関与を担保したうえ上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大する」方針が示され、本市でも指定対象の拡大に向け、条例改正などを進めております。

具体的な方針やスケジュールについては、改めてご案内します。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援にあたり、特にご注意いただきたい点

- 1 アセスメント、介護予防サービス・支援計画原案作成
- (1) 課題分析では、利用者だけでなく、その家族の意欲・意向を踏まえて、利用者が抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を送ることができるように、支援すべき総合的な課題を把握してください。
- (2) 介護予防サービス・支援計画の作成においては、利用者自身が取り組む行動や導入すべきサービスを計画に位置付けるだけでなく、家族の協力や地域のインフォーマルサービスも位置付けてください。

インフォーマルサービスの検討にあたっては、「千葉市の生活支援サイト(※)」も積極的にご活用ください。

【(参考) 千葉市の生活支援サイト】

※お住いの近くの「交流の場」や「家事援助」、「見守り支援」、「外出支援」などのサービスをインターネット上で簡単に検索することができます。以下のQRコードからご覧ください。



千葉市の生活支援サイト

検索

<QRコード>

(3) 初回の介護予防サービス・支援計画の期間は6か月以内としてください。

介護予防サービス計画の期間は原則6か月以内とし、目標が達成可能な期間とする。その後、状態が安定し、悪化の可能性が低い場合には、期間を最長1年とすることも可能とする。

(委託の場合はあんしんケアセンターに相談し、合意した場合に限る)

「平成25年度千葉市介護保険事業説者説明会(集団指導)より」

2 サービス担当者会議

- (1) 介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者がやむを得ない理由でサービス担当者会議に参加できない場合は、照会により専門的見地からの意見を求めること。
- (2) 介護予防サービス・支援計画の目標期間終了時には、担当者会議を開催すること。
- (3) ケアプラン変更の際は、原則として担当者会議を含む、ケアプラン作成にあたっての一連の業務を行う必要があります。

一方で、ケアプランの「軽微な内容の変更」に該当する場合は、上記一連の業務を省略すること が可能とされるケースがあります。

「軽微な内容の変更」に該当するか否かは、「介護保険最新情報 vol.959 (※)」をご確認のうえ、個別具体的にご判断ください。

※・・・「令和3年3月31日付 居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」

<認定期間中の担当者会議について>

要支援認定期間内において、介護予防サービス・支援計画の目標期間の終了に伴い、<u>ケアプランの変</u> 更を行う場合(※)は、原則として担当者会議を行う必要があります。

(※)「プラン変更を行う場合」については、資料1参照。

3 モニタリング

- (1) 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接してください。
- (2)(1)の面接は、利用者の居宅を訪問することによって行ってください。ただし、次のいずれにも該当する場合で、サービス提供を開始する翌月から起算して3月ごとの期間(以下、期間)について、少なくとも2連続する期間(6月)に1回、利用者の居宅を訪問し、面接をするときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。
- ①テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている。
- ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている。
 - ア 利用者の心身の状況が安定している。
 - イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる。
 - ウ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当

者から提供を受ける。

- (3) サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してください。
- (4) 利用者の居宅を訪問しない月((2) ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り通所サービス事業所を訪問する等の方法により、利用者と面接をするように努めるとともに、面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を行ってください。
- (5) 当該月の介護予防サービスの実施状況の確認ができる適正な時期にモニタリングを実施してください。
- (6) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録してください。
- (7) モニタリングの記録においては、利用者の生活状況等だけではなく、介護予防サービス・支援計画の実施状況について記録してください。
- (8) 介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、個別サービス 計画の提出を求めてください。
- (9) 介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を月に1回は聴取してください(介護予防福祉用具貸与等のサービスも含みます)。

4 医療サービスとの併用

- (1) 介護予防サービス・支援計画に介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問看護等の医療サービスを位置付ける際は、利用者の同意を得たうえでサービスの必要性について、医師の意見を求めてください。
- (2) 通所サービスの利用が可能な方について、介護予防訪問看護(リハビリ)の利用する際には、妥当性を十分検討してください。

検討の結果、訪問看護が必要と判断する場合は、医師の意見を含め、その理由を介護予防サービス・支援計画書に記載してください。

5 福祉用具貸与

- (1) 軽度者に対して福祉用具を貸与するときは、本市が定める手続きを経たものであるか確認してください。
- (2)介護予防福祉用具貸与を継続して位置付ける場合は、サービス担当者会議にて継続の必要性について検証し、継続が必要な場合には、その理由を介護予防サービス・支援計画に記載してください。
- (3) 令和6年度報酬改定にて、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。対象となる福祉用具については、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行ってください。

6 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託

指定居宅介護支援事業者への委託に当たっては、以下の事項について確認をしてください。

(1) あんしんケアセンター

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る責任主体はあんしんケアセンターとなります。

委託をした指定居宅介護支援事業所が、介護予防サービス計画原案(ケアプランの原案)を作成 した際には、当該介護予防サービス・計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等につい て確認を行ってください。

また、委託をした指定居宅介護支援事業所が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について、必要な援助・指導を行ってください。

(2) 指定居宅介護支援事業者

委託を受けた場合は、ケアマネジメントの一連の業務(利用者への説明、アセスメント、サービ ス担当者会議、ケアプランの説明及び同意、評価等)を適正に行ってください。

また、上記書類は、委託元のあんしんケアセンターに提出してください。

資料1								
No.						評価日	年	月 目
		介護予防支援	- 介護予	防ケアマネジメン	トサービス評価表	Ę		
利用者氏名	 様					計画作成者氏	名	
目標	評価期間	目標達成状況	目標 達成/未達成	目標達成しない原因 (本人・家族の意見)			今後の)方針
		◇ · (目 ◇「 でき 容?	サービスに サービスに 開達成の場 プラン継続 きなかったか を実施する場 プラン終了に こ選択する。	ı	こは、新たな目標が設 定 定を検討/目標未達成 サービス・支援計画期間 意向の変化がなく、改め が達成しそうな段階で、	えの場合:達成する ではではいいないではないではないでは、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる。 では、では、では、できる。 では、では、では、できる。 でいまい でんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょう はんしょ はんしょう はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	可能な目標に 入院等があい 防サービス・ ままの目標を	見直す) リ、サービス利用が 支援計画の目標、内 希望した場合など。
総合的な方針			地域包括支	を援センター意見		ロプラン継続		
						ロプラン経航 ロプラン変更 口終了	口予队	麦柿刊 方給付 予防・生活支援サービス事業

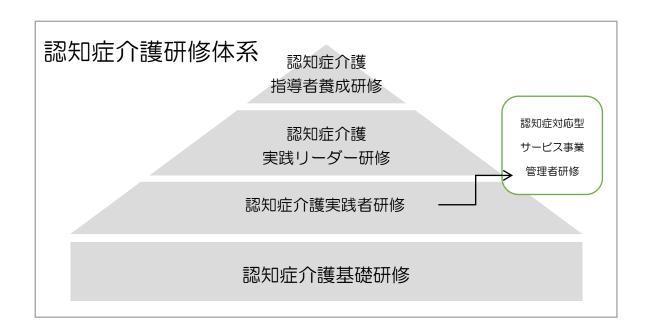
□一般介護予防事業 □終了

令和6年度千葉市あんしんケアセンター一覧

圏域	名称	郵便番号	設置場所	電話番号	担当町丁	運営委託法人
中央一1	千葉市あんしんケアセンター弁天	260-0045	中央区弁天 1 - 3 - 6 デイキャッチ千葉 駅前ビル 3 階	2 1 6 - 2 1 3 1	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光	社会福祉法人煌徳会
中央—2	千葉市あんしんケアセンター中央	260-0027	中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室	2 1 6 - 2 1 2 1	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、 出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	社会福祉法人友和会
中央一3	千葉市あんしんケアセンター千葉寺	260-0844	中央区千葉寺町207-23富岡ビル1階	263-3066	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	医療法人グリーンエミネンス
中央一4	千葉市あんしんケアセンター松ケ丘	260-0808	中央区星久喜町1162-71	4 2 0 - 8 3 2 5	赤井町、今井町、今井、鵜の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大巌寺町、川戸町、	社会福祉法人淑徳福祉会
出張所	千葉市あんしんケアセンター松ケ丘 白旗出張所	260-0841	中央区白旗 2-18-12	3 0 8 - 9 8 1 1	仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ケ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草	
中央一5	千葉市あんしんケアセンター浜野	260-0824	中央区浜野町891	3 0 5 - 0 1 0 2	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町	社会福祉法人千葉県福祉援護会
花見川一1	千葉市あんしんケアセンターこてはし台	262-0005	花見川区こではし台5-1-16	2 5 8 - 8 7 5 0	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台	社会福祉法人晴山会
花見川―2	千葉市あんしんケアセンター花見川	262-0046	花見川区花見川3-19-105	250-1701	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川	社会福祉法人晴山会
花見川一3	千葉市あんしんケアセンターさつきが丘	262-0014	さつきが丘2-1-1 ビューアイランドさつきが丘106号	3 0 7 - 3 2 2 5	犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2丁目~4丁目	社会福祉法人煌徳会
花見川―4	千葉市あんしんケアセンターにれの木台	262-0019	花見川区朝日ヶ丘2-1-7-2	4 4 5 - 8 0 1 2	朝日ヶ丘1~3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目	医療法人社団有相会
花見川一5	千葉市あんしんケアセンター花園	262-0025	花見川区花園 2 - 8 - 2 4	2 1 6 - 2 6 1 0	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会
花見川―6	千葉市あんしんケアセンター幕張	262-0032	花見川区幕張町5-460-1	2 1 2 - 7 3 0 0	武石町、幕張町、幕張本郷	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会
稲毛一1	千葉市あんしんケアセンター山王	263-0002	稲毛区山王町162-1	3 0 4 - 7 7 4 0	SAS A DAME A SERVICE OF EXPERT SAFETY SERVICES	社会福祉法人双樹会
出張所	千葉市あんしんケアセンター山王 宮野木出張所	263-0054	稲毛区宮野木町1730-66	3 0 7 - 9 0 1 0	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町	
稲毛一2	千葉市あんしんケアセンター園生	263-0051	稲毛区園生町470-1-101	306-6881	あやめ台、園生町	医療法人社団親月会
稲毛一3	千葉市あんしんケアセンター天台	263-0016	稲毛区天台4-1-16	284-6811	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町	医療法人社団親月会
稲毛一4	千葉市あんしんケアセンター小仲台	263-0043	稲毛区小仲台 2 - 1 0 - 8 IKビル小仲台 2 階	3 0 7 - 5 7 8 0	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町	社会福祉法人生活クラブ
稲毛一5	千葉市あんしんケアセンター稲毛	263-0031	稲毛区稲毛東3-6-28	2 1 6 - 2 8 3 1	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	社会福祉法人千葉県福祉援護会
若葉一1	千葉市あんしんケアセンターみつわ台	264-0032	若葉区みつわ台3-16-4-105	290-0120	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町	社会福祉法人清和園
若葉-2	千葉市あんしんケアセンター都賀	264-0025	若葉区都賀2-10-1 第3都賀プラザビル2階	3 1 2 - 5 1 1 0	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台	社会福祉法人孝明会
若葉一3	千葉市あんしんケアセンター桜木	264-0020	若葉区貝塚 2 - 2 1 - 1 9	2 1 4 - 1 8 4 1	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北	社会福祉法人三育ライフ
若葉一4	千葉市あんしんケアセンター千城台	264-0005	若葉区千城台北3-21-1 イコアス千城台2階	2 3 6 - 7 4 0 0	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、 更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町	社会福祉法人泉寿会
若葉一5	千葉市あんしんケアセンター大宮台	264-0015	若葉区大宮台2-1-2-102	208-1212	五十士町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、 佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町	社会福祉法人八千代美香会
緑一1	千葉市あんしんケアセンター鎌取	266-0031	緑区おゆみ野 3-16-1 ゆみ~る鎌取ショッピングセンター5階	293-6911	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、 小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町	医療法人社団淳英会
緑-2	千葉市あんしんケアセンター誉田	266-0003	緑区高田町1084-88	300-4855	大膳野町、高田町、平川町、誉田町	社会福祉法人穩寿会

緑一3 出張所	千葉市あんしんケアセンター土気	267-0066	緑区あすみが丘1-20-1 バーズモールC棟1階	295-0110	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、	社会福祉法人友和会
	千葉市あんしんケアセンター土気 あすみが丘出張所	267-0066	緑区あすみが丘6-34-4 102号	2 0 5 - 5 0 0 0	上大和田町、下大和田町、尚津戸町、土気町、小食土町	
美浜一1	千葉市あんしんケアセンター真砂	261-0011	美浜区真砂4-1-10 ショッピングセンターピア3階	278-0111	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉	医療法人社団淳英会
美浜一2 出張所	千葉市あんしんケアセンター磯辺	261-0012	美浜区磯辺2-6-6 磯辺ウエルズ21 B号室	4 4 5 - 8 4 4 0		社会福祉法人生活クラブ
	千葉市あんしんケアセンター磯辺 浜田出張所	261-0025	美浜区浜田 2 - 3 8 幕張ビル 4 0 3 号室	4 4 1 - 7 4 1 0		
美浜一3	千葉市あんしんケアセンター高洲	261-0004	美浜区高洲 3 - 2 3 - 2 稲毛海岸ビル 7 0 1 号室	278-2545	稲毛海岸、高洲、高浜1~4丁目・7丁目	社会福祉法人温光会
美浜一4	千葉市あんしんケアセンター幸町	261-0001	美浜区幸町2-23-1 マルエツ千葉幸町店2階	3 0 1 - 5 5 2 8	幸町、新港	社会福祉法人煌徳会

「令和6年度認知症介護実践者等養成研修」について



認知症介護実践者等養成研修とは

認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、認知症の状態にある方に対する介護サービスの充実を図ることを目的とした研修です。

※上記体系図の他に、認知症対応型サービス事業開設者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(いずれも実施主体:千葉県)があります。

開催概要

開催日程:随時市ホームページに掲載しますので、適宜ご覧ください。

申込方法*:申込期間内に

- (1) 申請書をホームページからダウンロードし千葉市へ郵送
- (2) ホームページから電子申請(一部研修のみ対応)
- ※認知症介護基礎研修については、 e ラーニング実施のみとなります。受講申込等については、 市ホームページに掲載されておりますので、適宜ご覧ください。

千<u>葉市「認知症介護に関する研修」ホームページにて、ご案内いたしますので、申込前に必ず</u> 市ホームページ(「千葉市 認知症介護に関する研修」で検索してください。)をご確認ください。

≪問い合わせ先≫

地域包括ケア推進課

電話 043-245-5267 hokatsucare.HWH@city.chiba.lg.jp

行方不明が心配な認知症の方へ

高齢者保護情報共有サービス事業(どこシル伝言板)

1「高齢者保護情報共有サービス事業」とは

認知症により行方不明となった方の身元確認や家族への引渡しを円滑に行うためのサービスです。行方不明となる可能性のある方の衣服や杖などの所持品にQRコードが印刷されたラベル・シールを貼付します。行方不明となった際に発見者がQRコードを読み取ることで、インターネット上の伝言板(どこシル伝言板)を用いて、自らの個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等を共有することができます。

ラベル・シール見本



※サイズ

- 耐洗ラベル 2.4cm×5.0cm
- 蓄光シール 2.4cm×4.5cm(保護シール使用時は3.4cm×5.5cm)

(1) 事未の流れ

<事前準備>

対象となる方の衣服や杖・シルバーカー等の所持品にラベル・シールを貼付します。 <対象となる方の行方不明事案が発生した場合>

- ① 発見者が、対象となる方にお声かけします。
- ② 発見者が、対象となる方のラベル・シールに印刷されているQRコードを読み取ります。
- ③ 事前に登録されたご家族等にQRコードが読み取られた旨の通知メールが送信されます。
- ④ 発見者と対象となる方のご家族等の間で、インターネット上の伝言板を用いて、 対象となる方の位置や健康状態等の安否情報を共有します。
- ⑤ 対象となる方の身元を確認し、ご家族等が対象となる方を引き取ります。

(2) 交付枚数

1人あたり40枚(耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚)

(3) 交付費用

無料(ただし、初回のみ)

2 対象となる方

市内在住の<u>在宅の高齢者</u>の方(若年性認知症の診断が出ている65歳未満の方を含む)で、 認知症等により外出時に見守りが必要な方。

3 利用者(申請者)となる方

対象となる方と同居または同様の状況にあり対象となる方を常時介護している方。 ※対象となる方の状況によっては、家族以外の方が利用者(申請者)となることも可能です。(例:成年後見人、ケアマネジャー、民生委員など)

4 利用までの流れ

利用申請書等(5「申請に必要な書類」参照)を、対象となる方がお住まいの各区 高齢障害支援課に提出してください。



各区高齢障害支援課において、書類を審査し、利用の可否を決定します。



利用が決定した方には、ラベル・シール等を交付します。

- ※対象となる方の情報は、千葉市で登録手続きを行います。
- ※登録手続き後、登録されたメールアドレスにテストメールを送信します。

迷惑メール対策等を設定されている方は、「@qr-d.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。

- ※ラベル・シール等は、対象となる方以外への譲渡や転貸等不正に使用しないでくだ さい。
- ※ラベル・シール等を紛失してしまった場合は、各区高齢障害支援課までご連絡くだ さい。

5 申請に必要な書類

(1) 利用申請書(様式第1号)

※家族ではない方が利用者(申請者)となる場合は、あらかじめ対象となる方の ご家族等に利用を申請することについて同意を得てください。

- (2) 同意書(様式第2号)
- (3)登録シート(様式第3号)

※各様式は各区高齢障害支援課の窓口でお渡ししております。

6 その他

- (1) 次の場合は、異動届(様式第5号)を各区高齢障害支援課に提出してください。
 - ・対象となる方・利用者(申請者)となる方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、 提出されている情報に変更が生じた場合。
 - ・サービスの利用を終了する場合(6(2)に記載の利用対象外の場合を含む。)。
 - ・生計状況に変更がある場合(対象者が入院や療養となる場合など)
- (2) 次の場合は、利用対象外となります。
 - ・対象となる方が施設等に入所し、在宅でなくなったとき。
 - ・対象となる方が長期間(3か月以上)入院または療養し、在宅に戻る見込みが立たないとき。
 - ・対象となる方が市外に転出したとき。
 - ・対象となる方がお亡くなりになったとき。
 - ・利用者(申請者)となる方が「3 利用者(申請者)となる方」の要件に該当しなくなったとき。
 - ・虚偽その他不正な手段で利用していることが認められたとき。

認知症になっても安心して外出できるまちを目指して

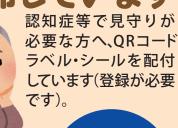




原寸大

QRコードを読み取って 行方不明の おじいさんが

実際のQRコードは 伝言板に繋がります



QRコードの 読み取りで ご家族へ 通知が届きます!

シールに気づいたら、お声かけを

みなさんへのお願いは、**優しいお声かけと、QRコードの読み取り**です。 読み取ると**みなさんが安心して対応できる情報が表示**されます。 ご家族へ即時に発見メールが送信されるので無事を伝えられます。

※スマートフォンをお持ちでない場合は、千葉市や警察にご連絡ください

各保健福祉センター高齢障害支援課

央 25043-221-2150 花見川 2043-275-6425 € ☎043-284-6141 浜 25043-270-3505 葉 2043-233-8558 **2043-292-8138**

地域包括ケア推進課 2043-245-5267

兴共創未来

"発見~保護~ご帰宅"まで安心、安全、迅速に



シールを身に着けた方をお見かけの際は

このような箇所に貼付







* 課



財布(内側)

スマートフォンを 持っていない場合や QRコードの読み取りが うまくいかない場合などは

シールに記載されている 登録番号を警察や 市役所にお伝えください



警察や市役所までご連絡 いただけるだけで助かります



認知症力フェをご存知ですか?

~認知症の方や家族の憩いの場~

「認知症カフェ」とは

認知症の人とその家族、地域住民など誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集い の場です。同じ立場の方同士で語り合うことで今後の不安をやわらげ、前向きな気持ちに なれる効果が期待でき、認知症に関するさまざまな情報を得られる場ともなっています。 千葉市には令和5年9月末時点で**43か所**の認知症カフェがあります。

運営者 1

地域の住民団体、個人、社会福祉法人、NPO法人、施設等

2 参加費

認知症カフェによって違いますが、無料のところもあります。

3 活動内容

茶話会、音楽、体操、相談、認知症サポーター養成講座の開催、認知 症の方のやりたいことを実現するなど、認知症カフェによって違います。

(活動の様子)





音楽鑑賞



体操



認知症サポーター養成講座の開催 参加する本人の理想の場へ外出



4 開催状況

各区高齢障害支援課、あんしんケアセンターに設置している「認知症 カフェ一覧」に掲載されています。

最新の開催情報は千葉市認知症ナビで検索してください。







千葉市認知症カフェ一覧

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、専門職 等が気軽に集まり、ひと時を過ごせる場所です。



認知症のことを"学ぶ" 本人と家族同士が"繋がる" どんなことも"語れる" 地域の"仲間"をつくる

2023.8月発行

	X	カフェ名称	 開催場所	問い合わせ先	開催日時		
1		アットホームカフェ西千葉	松波2-21-16 ブランシエールケア西千葉	0120-74-1134	毎月第4火曜日 13:30~15:30		
2		濱野館	浜野町891 あんしんケアセンター浜野	043-305-0102	お問い合わせください		
3	中 アロマカフェ		仁戸名町543-5 松ヶ丘七区睦会町内会館(旧ひだまり)	043-305-1881 地域連携担当者まで	毎月第1土曜日 14:00~16:00(8月休み)		
4				アロマカフェ	今井2-12-15 ソガ第1マンション 206(マロウズハウス内)	043-268-5152	毎月第4金曜日 13:30~15:30
5	央区	ミニマルオレンジカフェ (★)	新町1001そごう千葉店JUNNU3F コトコトコワーキングスペース内他	090-4384-8454	毎月第2日曜日 13:00~		
6		医療介護まちかど相談室 (★)	椿森1-8-6 賀山ビル101 東千葉訪問看護ステーション	043-307-1833	月曜日〜金曜日9:00〜17:00 のうち、参加者の希望日に開催		
7	いつものカフェ				松波2-4-21 ベルフォンテーヌ1階 西千葉アトリエカフェ ぴりーぶ	090-3544-9824	毎月第3土曜日 14:30~16:30(8月休み)
8			新町22-4	043-248-8780	毎月第1土曜日 10:00~12:00		
9		〈まちの談話室〉 おしゃべりと健康相談	検見川町3-159-2 多世代交流拠点 おおなみ こなみ	070-2157-1673	毎月第1水曜日(祝日除く) 10:30~12:00		
10	ケアラーズカフェ ここカフェ					080-4814-1180	毎月第4土曜日 13:30~15:00
11	花 見	土曜サロンこんにちわ	花園1-6-7 たすけあいこんにちわ 事務所内サロン	043-296-3221	毎月第3土曜日 13:30~15:30		
12	ホットスペース畑		花園2-14-4 1FオープンルームTOMO	090-6485-6900	毎週火曜日14:00~17:00 毎月第1土曜日11:00~14:00		
13			畑町1336-2 畑コミュニティセンター	090-3807-8731	毎月第3木曜日 10:00~12:00		
14			千葉市花見川区横戸台14-4 横戸台集会所	043-286-1200	毎月第3日曜日 13:30~15:30		
15		うぐいすカフェ	園生町153-1 うぐいす会 稲毛グループホーム	043-207-6556	毎月第3日曜日 10:00~12:00		
16		地域カフェこひつじ	萩台町380-2 稲毛こひつじ園 地域交流スペース	043-207-5599	毎月第4土曜日 11:00~14:00		
17		Greenカフェ(★)	天台4-1-16 医療法人親月会 みどりの家	043-284-6811	毎月第1土曜日 13:00~15:00		
18		メモリーカフェ	小仲台6-23-9 稲毛神経内科・メモリークリニック	043-307-8500	毎月第3木曜日 10:00~12:00(要予約)		
19	稲毛	お昼のカフェ	小仲台6-23-9 稲毛神経内科・メモリークリニック	043-307-8500	毎週月~金曜日 12:30~13:30(要予約)		
20	毛 図 and all café(★)		轟町5-2-1	043-307-8301	月曜日~土曜日(祝日除く) 10:00~16:00		
21		ここからカフェ(★)	小仲台1-6-21 アフェット稲毛Ⅱ 1階	090-3688-7547	毎月第3土曜日 13:30~15:30		
22		地域交流サロン アイリス	園生町446-1 あやめ台いきいきセンター	043-306-6881 (あんしんケアセンター園生)	毎月第4火曜日 13:30~15:30		
23		であいの広場「いこい」	宮野木町1551-131 (旧:みやのぎデイサービス)	043-252-7531	毎週水曜日13:00~16:00 毎月第4木曜日13:30~15:30		
24		ひまわりのおしゃべりタイム	小中台町365-100	090-3094-6569	毎月第3木曜日 13:30~15:30		

	×	カフェ名称	開催場所	問い合わせ先	開催日時		
25		喫茶はな	若松町2170-8 シャローム若葉 グループホーム虹の家	043-235-4867	毎月第2水曜日 13:30~15:00		
26		ほのぼの亭	中田町2378-9	043-308-5926	毎週火・木・金曜日 11:00~16:00		
27	葉		桜木7-20-1 千葉都市モノレール桜木駅構内	080-5629-8384	火曜日・木曜日(不定期) 開催日はお問い合わせください		
28		中田町492 デイサービスのどか	043-228-1537	毎月第3日曜日 9:00~12:00			
29	気楽に桜木			気楽に桜木	貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター		毎月第1土曜日13:30~15:30 毎月第3水曜日10:00~12:00
30		ゆるり家の縁がわ (ケアラーズカフェ)	貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター	043-233-8181 (社会福祉協議会若葉区事務所)	毎月最終木曜日 10:00~12:30		
31		オレンジカフェ	高田町1084-60 介護老人保健施設総和苑近く	043-300-4855	毎月第1・3・5土曜日 13:30~15:30(祝日休み)		
32	緑	カフェたんぽぽ	あすみが丘1-44-7 キッズルームおてんとさん	043-295-0110	毎月第1・3木曜日 10:00~11:30		
33		みどりのかふぇ	おゆみ野3-12-1 大多喜ガスショールームBeE	080-5056-9592	毎月第1・3水曜日 13:30~15:30		
34	X	大膳野ふれあいカフェ	大膳野町4-785 誉田団地自治会館	043-292-0572	毎月第3月曜日 (10・11月は第1月曜日) 13:30~15:15		
35		ぷらっとカフェおゆみ野	おゆみ野中央1-25-14 プラザ学園前集会所	043-291-9745※留守電に お名前と連絡先をお残しください	毎月第2木曜日 13:30~16:00(8月休み)		
36		きんようカフェ	誉田町2-7-121 ふくろう屋2号店ふくろうカフェ内	090-5443-5128	毎月第3金曜日 13:00~15:00		
37		まちかど談話室 「寄ってコ!」	高洲2-1-7 高洲第1団地第2集会所	043-277-1212	毎月2回火曜日 10:00~12:00		
38		和みかふぇ(★)	高洲1-16-46 cafe どんぐりの木		毎月第3日曜日13:30~15:30 毎月第3土曜日13:30~15:30		
39		ベイタウンかふぇ	打瀬2-13-1 幕張ベイタウン地域連携センター	043-211-0588	毎月第2水曜日 13:30~16:00		
40	美 浜 区	しょうじゅレジカフェ	幸町2-12-1 サービス付高齢者住 宅しょうじゅレジデンス内	043-203-5065	毎月開催 開催日はお問い合わせください		
41		cafe月と木	打瀬2-14 パティオス11番街 幕張コミュニティスペース「絆」	043-239-6715	毎週月・木曜日(祝日除く) 13:30~16:00		
42		ほっとくるカフェ	幕張西4-2-12 ウェルシアイオン タウン幕張西店内「ウェルカフェ」	043-445-8440 (あんしんケアセンター磯辺)	毎月第2·4火曜日 13:30~15:30		
43		くるみplusカフェ	美浜区磯辺1-9-19	050-5530-1405	毎月第2木曜日 13:30~16:00		

*感染症の拡大防止等により、開催状況に変動がある可能性があります。参加の前に問い合せ先へご確認ください。

*認知症カフェ名の後ろに(★)マークがある認知症カフェはオンラインでも参加できます。



Q Rコードはこちら



認知症当事者の交流会(本人ミーティング)や 認知症に関する様々な情報も掲載されています。